

令和6年度 安城市水道事業 指定給水装置工事事業者連絡会



安城市水道事業PR
公式マスコットキャラクター
「メダカのジョー」

安城市役所上下水道部水道工務課

令和6年11月28日(木)

第一回 9時30分～

第二回 13時30分～

第三回 15時15分～

安城市役所 3階大会議室



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Point
1

給水装置資材等の変更

Point
2

給排水オンラインシステムの導入

Point
3

支管延長工事の取扱い変更

Point
4

指定工事事業者の更新

Point
5

立会検査の免除

Point
6

申請、施工等の注意事項

1



Point 1 給水装置資材等の変更

令和7年度より給水装置資材等を変更

	変更前	変更後
止水栓	蝶ハンドル式	丸ハンドル式
引込み管	PE-50 (1種2層管)	PE-100 (1種2層管)
分水栓 (本管PEPの場合)	砲金サドル付分水栓 	オール樹脂サドル付分水栓 



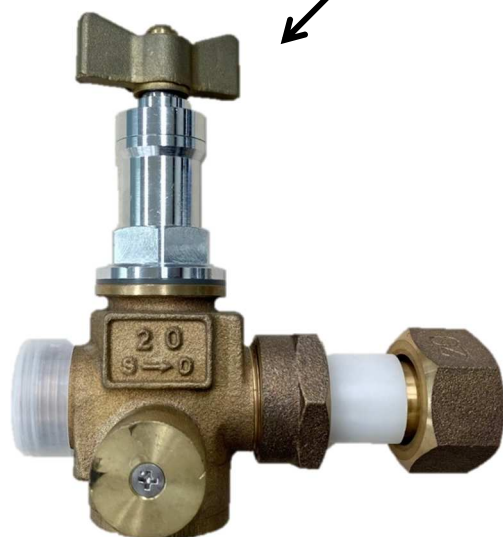
Point 1 給水装置資材等の変更

【丙止水栓】

止水栓の開閉が「長・短ビス」→「丸ハンドル」に変更

従来品

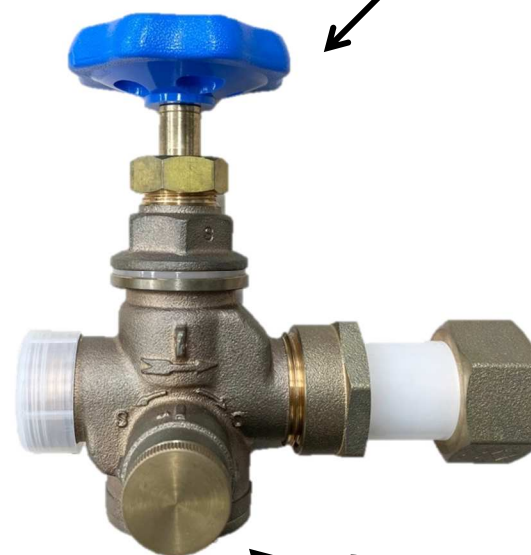
長・短ビス



丸カバー付副弁

変更品

丸ハンドル



丸カバー付副弁

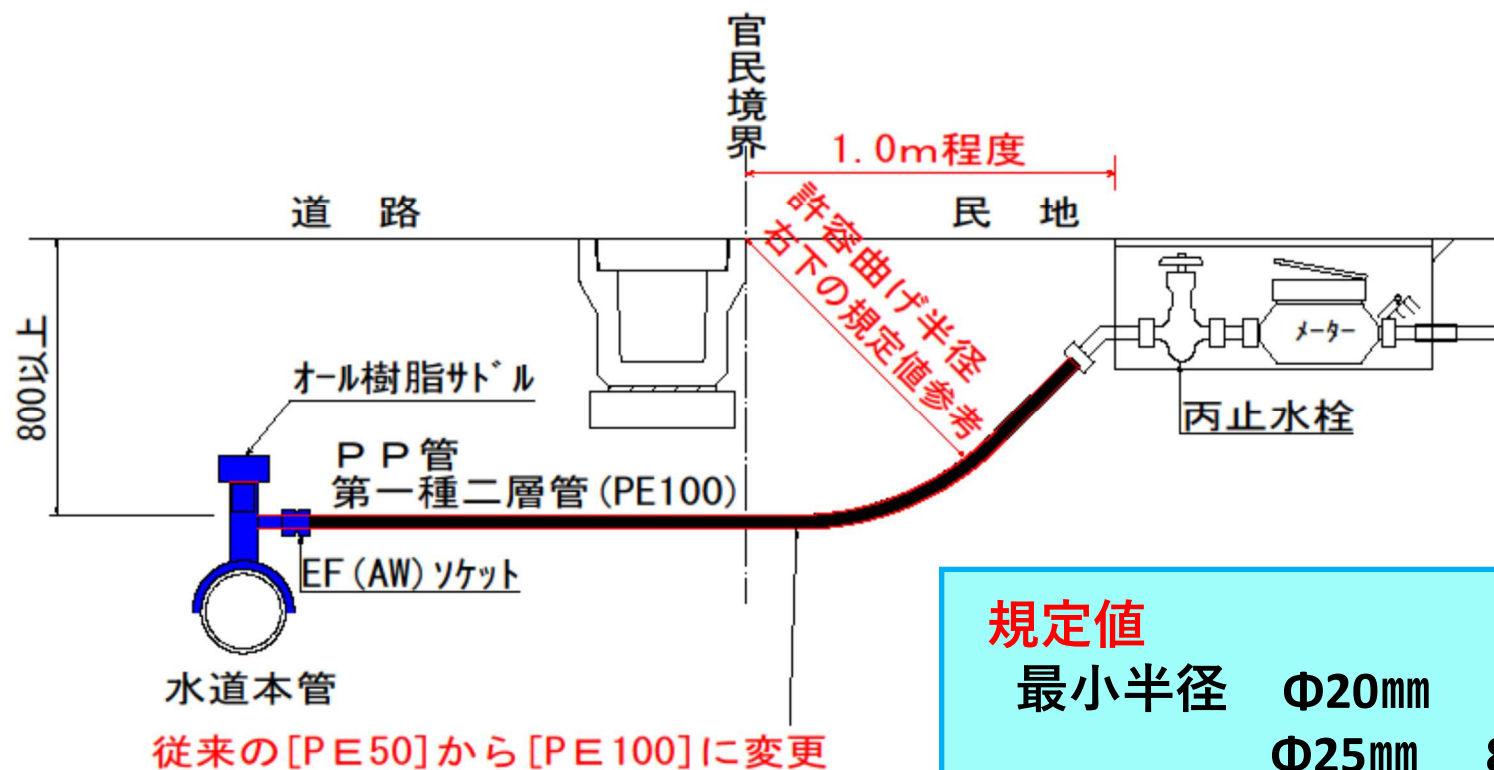


ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Point 1 給水装置資材等の変更

【引込み管とサドル付分水栓】

給水管参考図



規定値

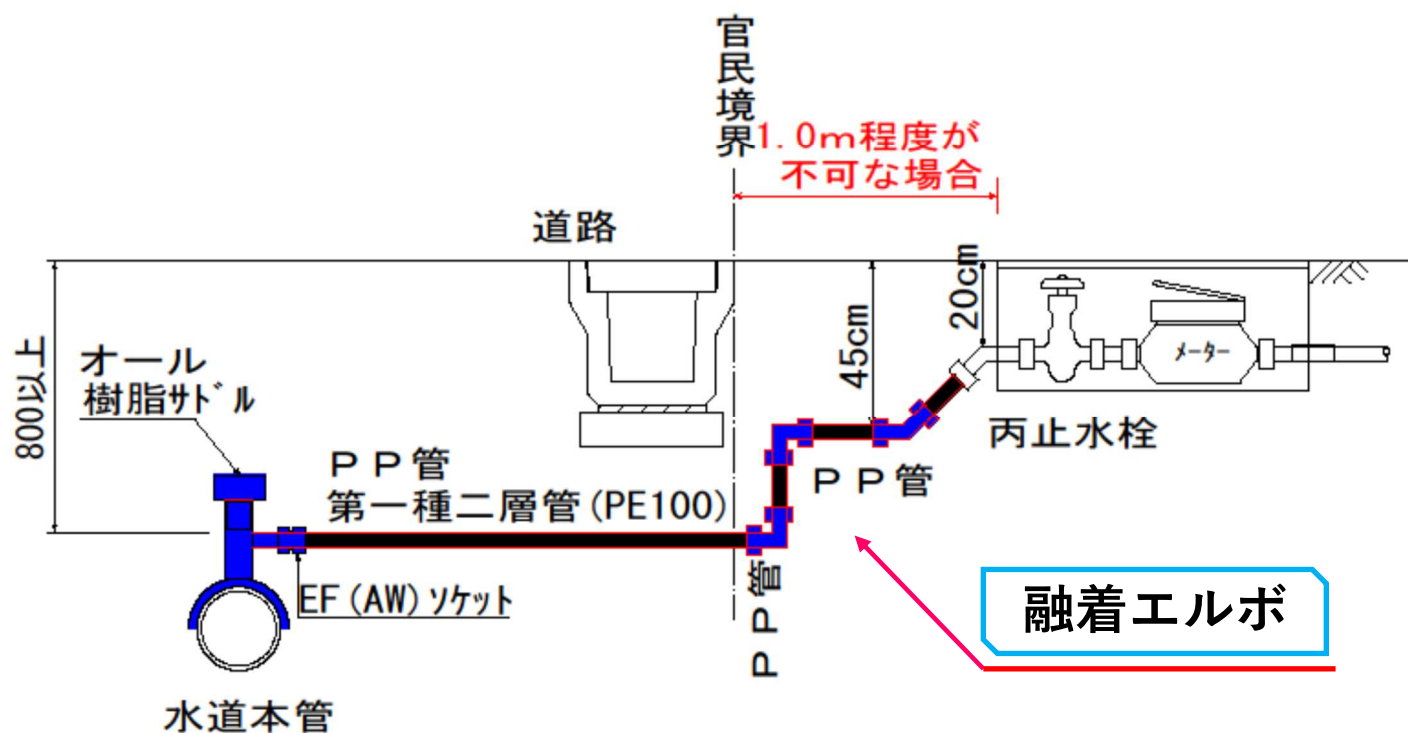
最小半径	Φ20mm	70cm
	Φ25mm	85cm
	Φ30mm	105cm



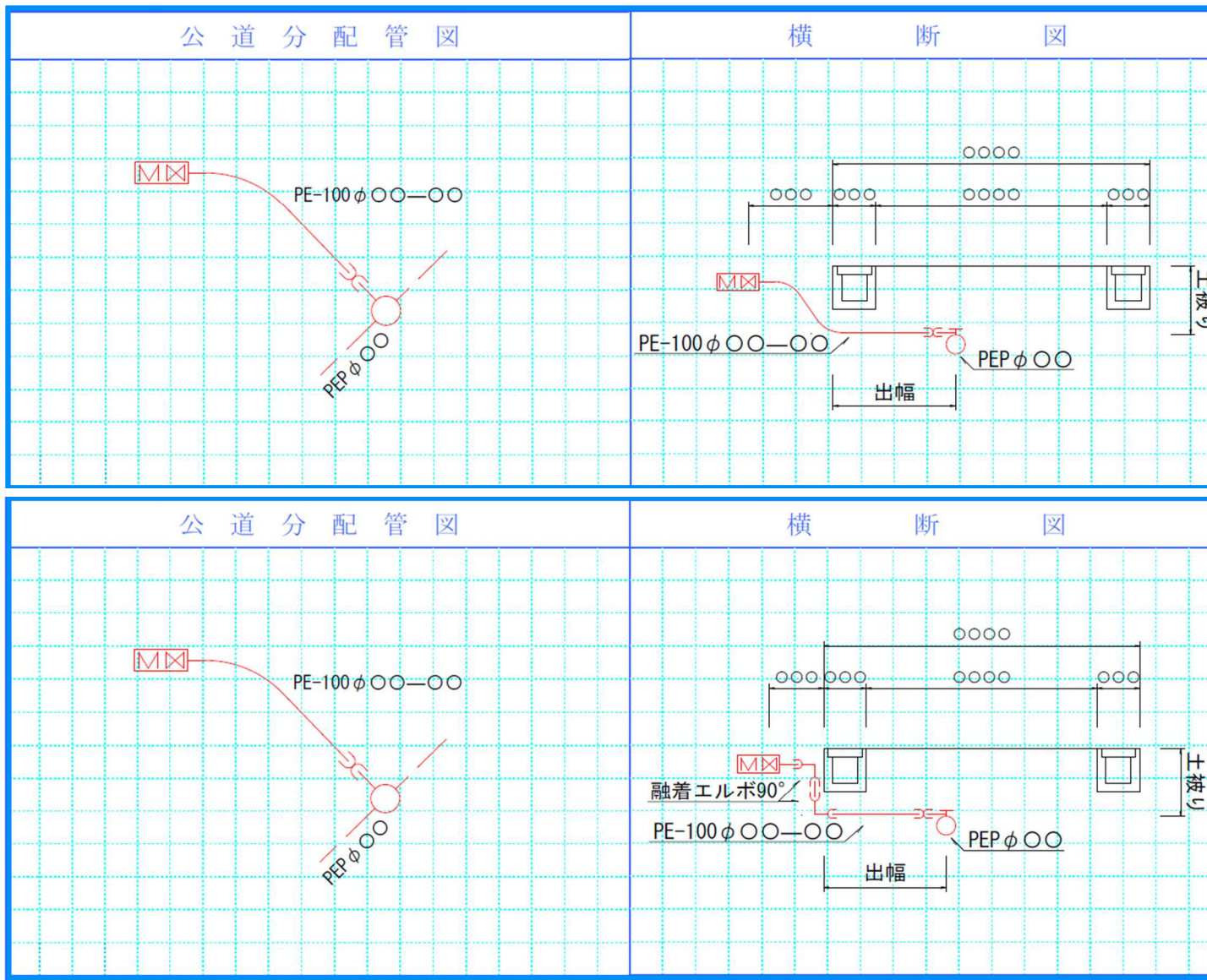
Point 1 給水装置資材等の変更

【引込み管とサドル付分水栓】 官民境界から1m確保できない場合

給水管参考図

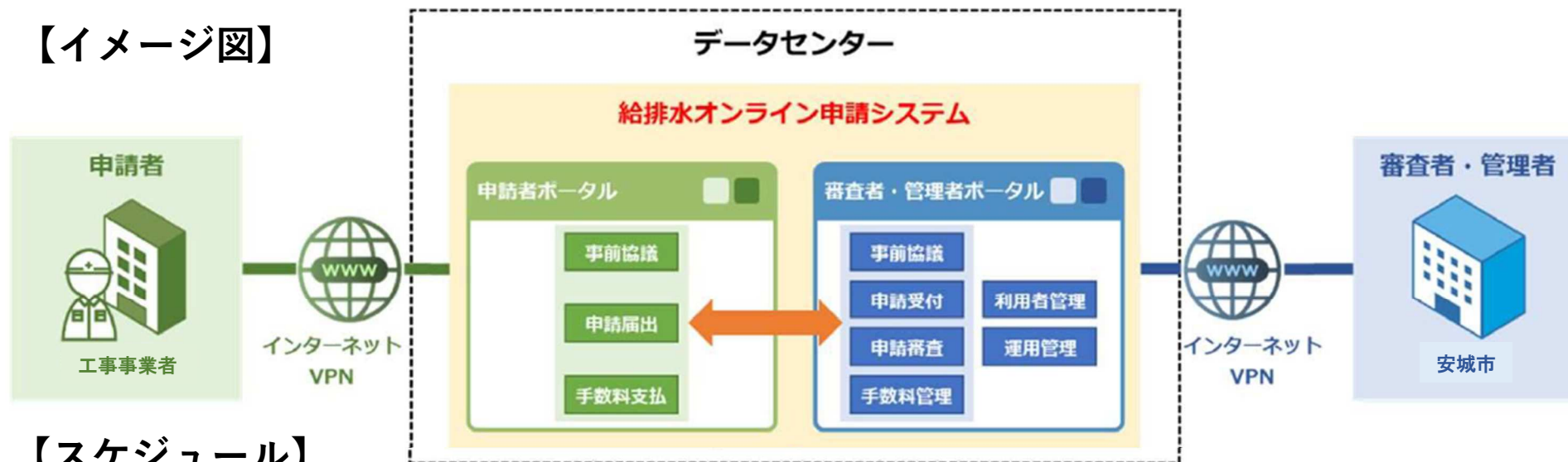


Point 1 給水装置資材等の変更



Point2 給排水オンラインシステムの導入

【イメージ図】



【スケジュール】

R7年
2～3月

システム操作講習

オンライン形式で操作方法を
ご案内する予定です。

R7年
4月

運用開始

紙申請の給排水申請は、
従来通り受付可。

R10年
(予定)

システム完全移行 (紙申請受付終了)



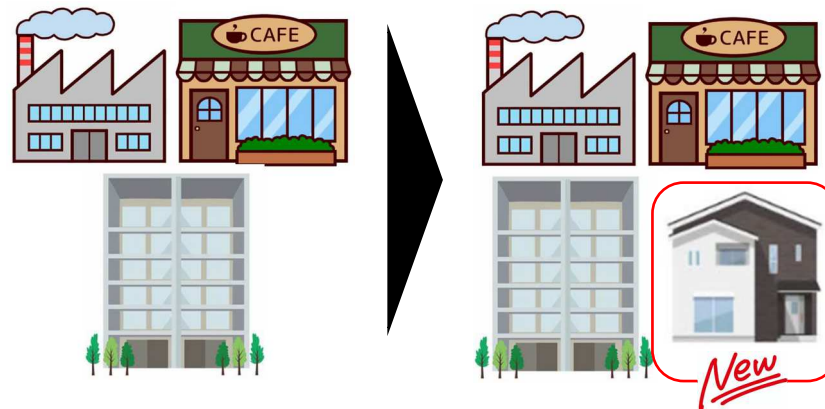
ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Point3 支管延長工事の取扱い変更

【背景】

- ・ 水道普及率99.95%（令和5年度末）
市民の給水需要に十分応えられている。
- ・ 支管延長で布設した配水管から
一宅地のみ給水されるケースが多く、
市工事では公共性の説明が難しい。

【承認工事適用範囲イメージ】



原則、承認工事適用へ変更します。

【スケジュール】

R 6 年

関係法規精査

現行条例等と照らし合わせて、
必要な改正手続きを精査中です

R 7 年

制度改正周知

十分な周知期間を設けます

R 8 年
(予定)

承認工事適用開始

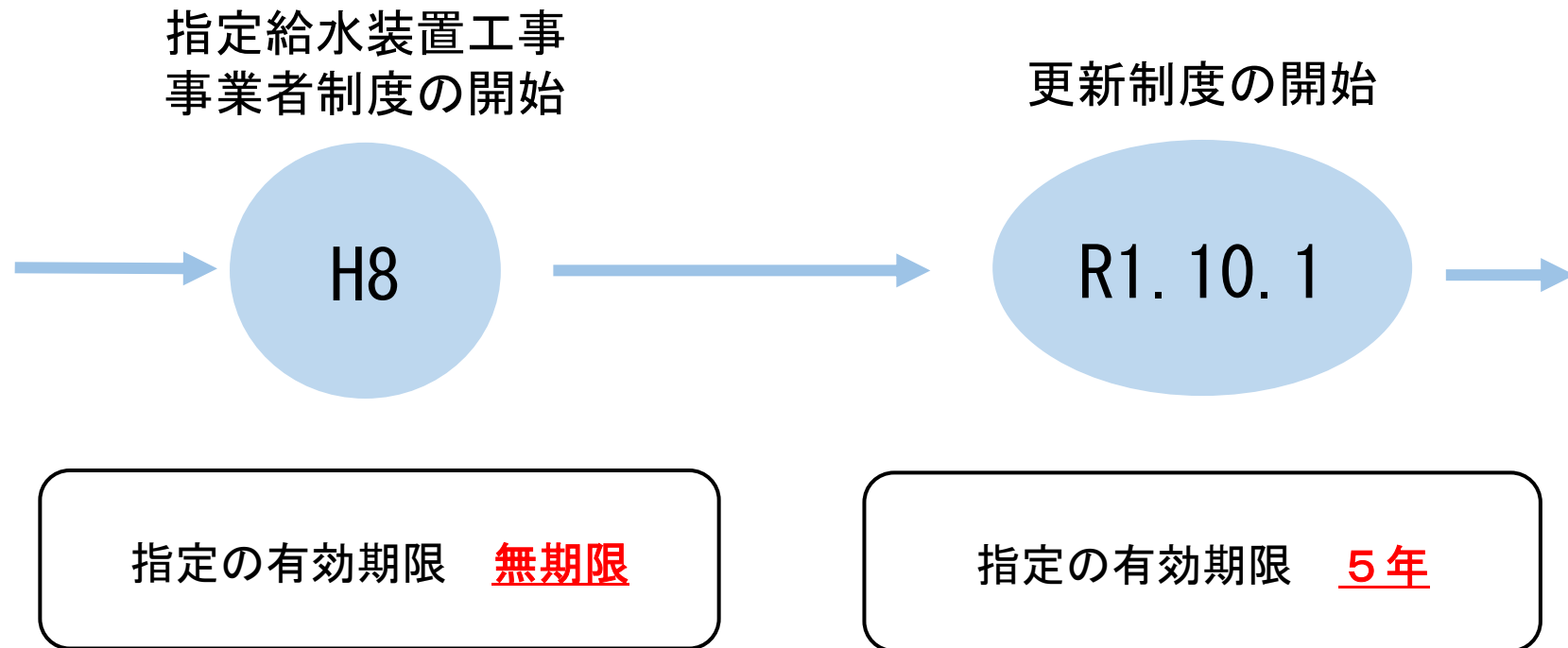
併せて20メートル控除を廃止します



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Point 4 指定工事事業者の更新について

事業者制度の流れ



5年毎に更新手続きが必要になりました

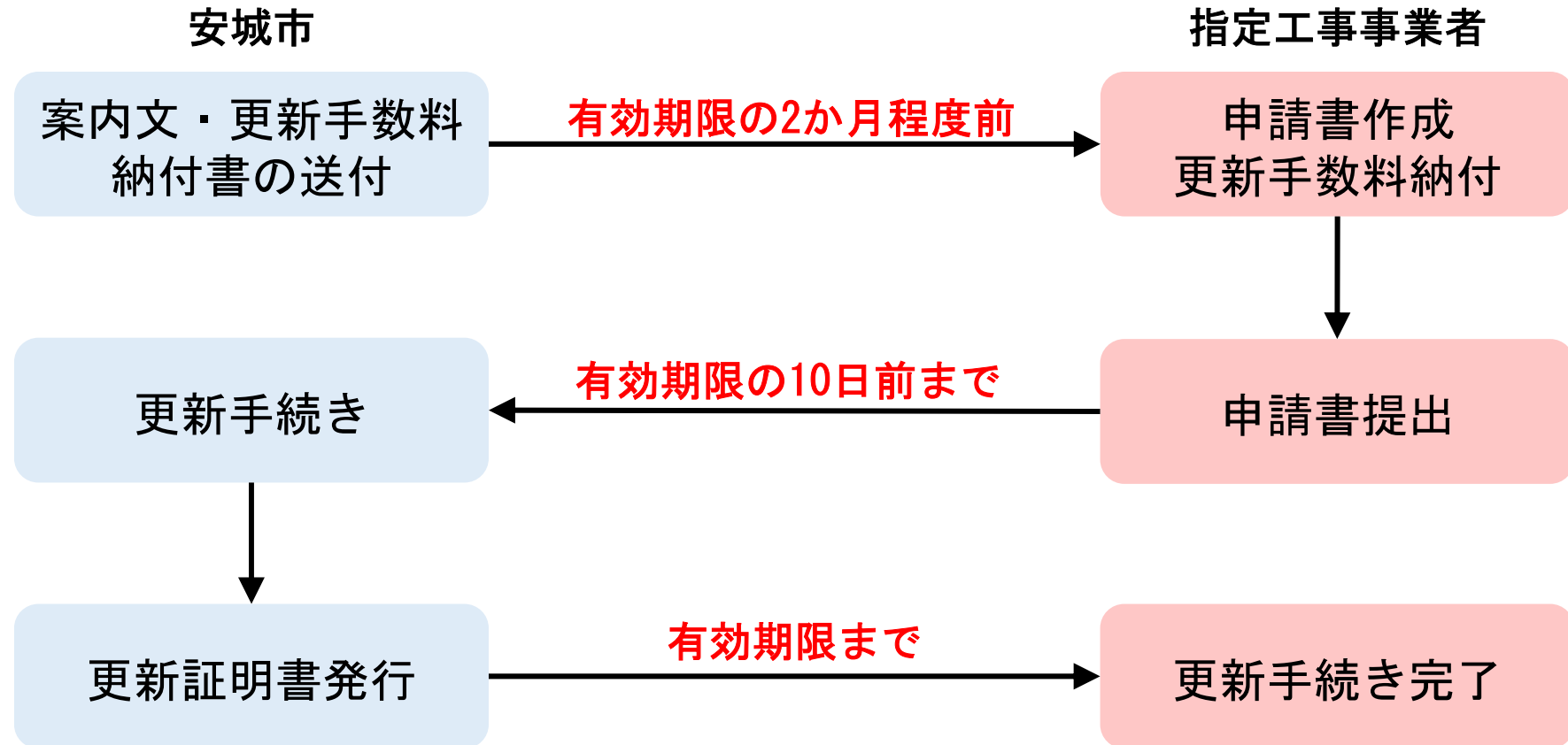
9



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Point 4 指定工事事業者の更新について

更新手続きの流れ



※更新されない場合は廃止届の提出が必要です。

10



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Point 4 指定工事事業者の更新について

指定に係る変更について

- ・ 住所の変更 ・ 代表者の変更
- ・ 社名の変更 ・ 役員の変更



指定事項の変更届

- ・ 主任技術者を選任, 解任した



主任技術者の選任・解任届

変更が発生してから **30日以内** に提出してください

※変更事項に応じた提出書類の一覧表はHPに掲載中



Point 5 立会検査の免除

令和7年度に現行制度の見直しを実施

（現行制度）

《立会検査を必要とする事業者の選定基準》

- a. 安城市での施工実績が少ない事業者
（前々年度の施工実績10件未満）
- b. 前年度及び当年度で行政指導等を受けた事業者
- c. 前年度で設計施工基準に沿った事務処理ができず、
修正指示の頻度が多い事業者
- d. その他検査が必要と思われる事業者

〔参照：令和6年4月改正、給水装置工事設計施工基準P54〕

「立会検査を免除する事業者」の見直し

12



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Point 5 立会検査の免除

検査免除の要件を満たす工事事業者の数が限定的

《立会検査を必要とする事業者の選定基準》

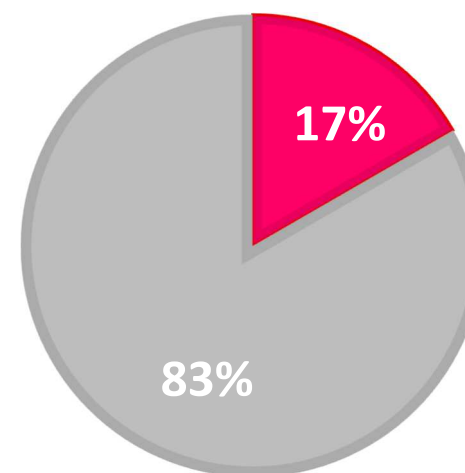
a. 安城市での施工実績が少ない事業者

(前々年度の施工実績10件未満)

- b. 前年度及び当年度で行政指導等を受けた事業者
- c. 前年度で設計施工基準に沿った事務処理ができず、
修正指示の頻度が多い事業者
- d. その他検査が必要と思われる事業者

[令和6年4月改正、給水装置工事設計施工基準P54]

R5年度の実績



■ 10件以上の実績 ■ 10件未満・実績無

施工実績（件数）の引下げ等を検討

13



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Point 5 立会検査の免除

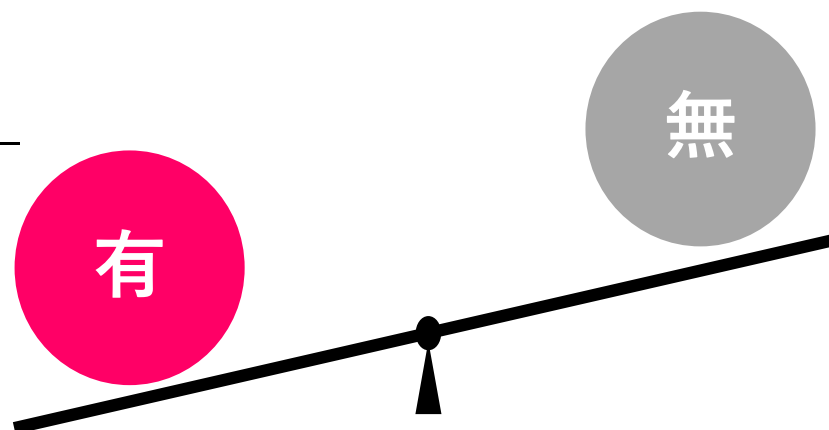
公道工事を行わない工事事業者との不公平

《立会検査を必要とする事業者の選定基準》

- a. 安城市での施工実績が少ない事業者
(前々年度の施工実績10件未満)
- b. 前年度及び当年度で行政指導等を受けた事業者
- c. 前年度で設計施工基準に沿った事務処理ができず、
修正指示の頻度が多い事業者**
- d. その他検査が必要と思われる事業者

[令和6年4月改正、給水装置工事設計施工基準P54]

公道工事有無の指摘比重



公平な選定が行えるよう検討

14



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Point 5 立会検査の免除

検討期間中の立会検査は下記申込みを対象

- 1 . 給水装置及び各戸検針事前協議が必要な申込み
井戸を併用する申込み
直圧部において特殊な機械設備（浄水器や消火ポンプ等）を設置する工事
完了内容が当初計画と著しく違う工事
新規指定工事事業者が行う工事
- 2 . 1以外の工事は、事業者毎に**5件に1件程度の割合で立会検査を行う**

設計審査回答に「**立会検査**」と表記

15



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Point 5 立会検査の免除

事業者表彰制度の検討

《案》

前年1～12月に完了した工事を対象

「立会検査を免除する事業者」を毎年度末に決定

上記の中から特に「優良事業者」を表彰

16



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Point6 申請時の注意事項

1. 設計内容について

①設計内容に変更が生じた場合、設計変更の申込みを行うこと

- 判断に迷う場合はご相談ください。
- 変更対象の例
 - ・メーター設置位置の大幅な変更等

②承認条件を確認し、今後の施工・書類作成に反映させること

- 必ず承認の条件を確認してから施工を行ってください。
- 承認条件、計画通りに施工されていない場合は、再施工となります。

17



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Point6 申請時の注意事項

2. 他機関との調整について

①埋設管等がある場合は、事前に管理者に確認すること

- 施工前に、埋設管等の管理者と協議してください。
(横断可否や施工方法については、管理者が判断するため。)

3. 水道本管からの取出について

①φ200mm以上の配水管からの取出に注意すること

- 基幹管路(φ200mmを含む)、口径200mm以上の配水管からの分岐は原則できません。



Point6 施工時及び完了写真の注意事項

1. 施工時及び完了写真

①ポリスリーブを巻くこと

- (理由) 金属部分の防蝕のため。
- サドル分水栓(融着サドル含む)には、必ずポリスリーブを巻いてください。(ただし、オール樹脂サドルは不要)
- 取出時、撤去時共に、完了写真を提出してください。

②メーターボックス内を清掃すること

- 完了届には、清掃後の写真を添付してください
- 清掃後の写真の添付がない場合は、確認後に合格となります。

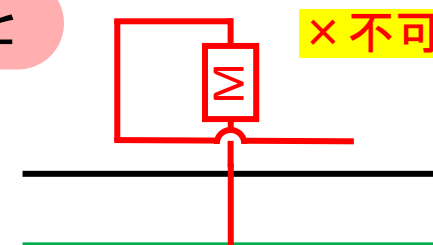


Point6 施工時及び完了写真の注意事項

2. 施工時について

①メーターと本管の間でクロス配管をしないこと

- (理由) 漏水修繕時に支障となるため。
- クロス配管をした場合は再施工となります。



Point6 その他の注意事項

1. 書類提出について

書類作成・提出はお早めに

- 事前協議・給水申込処理の所要日数は、申請日から約一週間程度です。
- 完了届は立会検査の3日前までに提出してください。
- 上記を参考の上、所要日数を考慮した申請のほどお願いいたします。



お知らせ

①研修会開催

令和7年度西三河合同指定給水装置工事事業者研修会

開催日：令和7年10月16日(木) 午後

開催場所：刈谷市総合文化センター 大ホール

※更新時に必要ですので、必ずご出席ください。

②受付時間 (申請・相談等)

市役所窓口で対応できる時間は、

・午前：午前8時30分から正午まで

・午後：午後1時から午後5時15分まで

※正午から午後1時までは受付出来ません

③その他

・本会の資料はWebサイトへ掲載します。

・個別の質問等は給水係(0566-71-2250)へ。

